



(引揚者給付金等支給法施行令の一部改正)  
第三十三条 引揚者給付金等支給法施行令(昭和三十二年政令第百十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条から第八条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

(引揚者給付金等の請求に係る経由)

第八条 引揚者給付金又は還旅給付金に関する請求は、厚生省令で定めるところにより、市町村長

(特別区の区長を含む)及び都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「厚生大臣の権限」の下に「に属する事務」を加え、「を認定する権限」を「の認定」に、「に委任するもの」を「が行うこと」に改め、同条に次の「一项」を加える。

3 前二項の場合においては、法の規定中これららの項に規定する事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第八条の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(美容師法施行令の一部改正)

第三十四条 美容師法施行令(昭和三十一年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「に委任する」を「が行うこととする」に改める。

本則に次の「一条」を加える。

(事務の区分)

第五条 第一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(中央環境衛生適正化審議会)」に改め、同条第一項中「中央環境衛生適正化審議会」を「中央環境衛生適正化審議会(以下「審議会」という)」に改め、「都道府県環境衛生適正化審議会」を「(以下「審議会」という)」に改め、「都道府県環境衛生適正化審議会」を「審議会」という)」に改め、「厚生大臣が」を「厚生大臣が」に改め、「都道府県環境衛生適正化審議会」という)」を「審議会」に改める。

第五条第二項中「厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ」を「厚生大臣が」に改める。

第十条中「中央環境衛生適正化審議会(以下「審議会」という)」を「審議会」に改める。

第十二条の次に次の「一条」を加える。

(都道府県環境衛生適正化審議会)

第十一条の二 法第五十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。  
一 法第五十八条第二項に規定する都道府県環境衛生適正化審議会(次号において「都道府県環境衛生適正化審議会」という)の構成員は、都道府県知事が第二条第二項各号に掲げる者のうちから任命するものとする。

二 都道府県環境衛生適正化審議会の構成員のうち、第二条第二項第二号及び第三号に掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。  
第十二条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条第一項中「厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するもの」を「厚生大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこと」に改め、同条に次の「一项」を加える。

3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。  
(水道法施行令の一部改正)

第三十六条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(都道府県の処理する事務)」に改め、同条第一項中「第三十八条」の下に「第三十九条第一項」を「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第二項中「並びに第三十七条」を「第三十七条並びに第三十九条第一項」に改め、「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第三項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の「二項」を加える。

5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生大臣が認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事が行うこととする。

7 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事が当該事務を行なうときは、相互に密接な連携の下に行なうものとする。

第八条を次のように改める。

(管轄都道府県知事)

第八条 法第四十八条に規定する関係都道府県知事は、次の名号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行なうものとする。

一 水道事業 当該事業の給水区域

二 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域

三 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域

四 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域

(社会福祉事業法施行令の一部改正)

第三十七条社会福祉事業法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条を削り、第二条第一項中「法」を「社会福祉事業法(以下「法」という)」に、「の市長その他の指定都市の職員が行う」を「が処理する」に改め、同条第二項中「の市長その他の中核市の職員が行う」を「が処理する」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

(事務の区分)

第三十八条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「厚生省令で」を「厚生省令で、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

九条 第十三条规定から第十五条まで並びに第十八条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十一条の次に次の八条を加える。

(学校又は養成所の指定)  
第十二条 省 主務大臣は、法第十五条第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関する主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第十三条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。  
(変更の承認又は届出)

第十四条 第十二条の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十五条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、そ

の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の微収及び指示)

第十六条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。  
2 主務大臣は、第十二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対しても必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十七条 主務大臣は、指定学校養成所が第十二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十八条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十九条 国の設置する学校養成所に係る第十三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十三条 設置者

申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(指定の申請)

第十四条 設置者

申請書により、主務大臣に申し出るものとする

所管大臣

第十四条规定	設置者	その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に通知するものとする
	所管大臣	主務大臣に報告しなければならない

所管大臣

所管大臣

設置者

主務大臣に報告しなければならない

設置者又は長

所管大臣

設置者又は長

所管大臣

設置者又は長

所管大臣

設置者又は長

所管大臣

設置者又は長

所管大臣

設置者又は長

所管大臣

設置者

所管大臣

(指定の取消し)

第十九条 調理師法(以下「法」という。)第三条第一項第二号に規定する調理師養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(指定養成施設の内容変更)

第一条の三 指定を受けた調理師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の設立者は、生徒の定員その他の厚生省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(指定養成施設の入所及び卒業の届出)

第一条の四 指定養成施設の設立者は、毎年四月二十日までに前年の四月一日からその年の三月三十日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由し、厚生大臣に届け出なければならない。

(指定養成施設の名称等の変更等の届出)  
第一条の五 指定養成施設の設立者は、その指定養成施設の名称その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、又はその指定養成施設を廃止したときは、厚生省令で定めるところにより、速やかに、その旨を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。

第二条第一項中「調理師法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定試験機関の委任の公示等)

第二条の二 法第三条の二第二項の規定により指定試験機間にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、厚生省令で定める事項を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

2 指定試験機間は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生省令で定める事項を委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする場合にあつては、関係委任都道府県知事)に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三条第二項中「法第三条の二第二項の規定により指定試験機間に試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)」を「委任都道府県知事」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(試験事務の委任の解除)  
(委任都道府県知事による試験事務の実施等)

第九条 都道府県知事は、法第三条の二第二項の規定により指定試験機間に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わせないものとする。

2 委任都道府県知事は、指定試験機間に試験事務の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

第九条を次のように改める。

(准用)  
第十五条の二 第一条から第三条まで及び第五条から第九条までの規定(第三条第二項及び第七条第二項(第三号に係る部分に限る。)を除く。)は、届出受理事務及び指定届出受理機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
第十五条の次に次の二条を加える。

第二条第一項	第三条の二第二項	第五条の二第二項
第二条第一項及び第三项	厚生大臣	都道府県知事

第二条第三項第三号	第七条第一項又は第二項	第十五条の二において読み替え て準用する第七条第一項又は第二項
第二条第四項	厚生大臣	都道府県知事
第二条の二第一項	第三条の二第二項	第五条の二第二項
第二条の二第二項	、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない	公示しなければならない
第三条第一項	委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする場合にあつては、関係委任都道府県知事)	委任都道府県知事
第六条第一項	厚生大臣	委任都道府県知事
第六条第二項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七条第一項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七条第二項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七条第二項第一号	第二条第二項各号	第十五条の二において読み替え て準用する第二条第三項各号
第七条第二項第二号	第三条第二項各号	第十五条の二において読み替え て準用する第三条第一項各号
第七条第二項第四号	前三号	第一号及び第二号
第七条第三項	、関係委任都道府県知事に通 知するとともに、公示しなけ ればならない	公示しなければならない
第八条	厚生大臣	委任都道府県知事
第八条の二第二項	、厚生大臣に報告するとともに、公示しな ければならない	公示しなければならない
第九条第一項	第三条の二第二項	第五条の二第二項
第九条第三項	、厚生大臣に報告するとともに、公示しな ければならない	公示しなければならない